

令和 年 月 日

九州運輸局長 殿

申請者名又は名称
申 請 者 住 所
代表者役職氏名
(連 絡 先) TEL
(担 当 者 名)

第一種貨物利用運送事業（貨物自動車）登録事項変更届出書

第一種貨物利用運送事業の登録事項を変更したので、貨物利用運送事業法第7条第3項及び同法施行規則第49条第1項の規定により下記のとおり届出します。

記

1. 氏名又は名称及び住所
2. 代表者氏名（法人の場合）
3. 登録番号
4. 変更した事項

☐ 氏名又は名称及び住所 （法人は代表者名）	新： 旧：
☐ 主たる事務所の名称、 位置	新： 旧：
☐ 営業所の名称、位置	新：名称 住所 〒 旧：名称 住所 〒
☐ 事業の経営上使用する 商号	新： 旧：
☐ 利用する運送を行う事 業者の変更	新： 旧：
☐ 貨物の保管施設の変更	新：名称 住所 〒 旧：名称 住所 〒

5. 変更の実施日 年 月 日
6. 変更を必要とした理由

(貨物自動車運送事業法に基づく「利用する運送事業者」との運送に関する契約書の様式例)

貨物利用運送契約書

一般貨物自動車運送事業を営む_____ (以下「甲」という。)と第一種利用運送事業を営む_____ (以下「乙」という。)との間において、貨物利用運送業務について次のとおり契約を締結する。

(契約の範囲)

第1条 荷主の要求による貨物利用運送の業務について、甲は運送にあたり、乙は利用運送に従事するものとする。

(貨物の受け渡し方法及び運送責任の分野)

第2条 貨物の甲乙両者における発着取り扱いは、送り状を照合して受け渡しする。

発送貨物は、乙が甲に引き渡した時より甲の責任とする。

到着貨物は、自動車より取り卸し、甲が乙に引き渡した時より乙の責任とする。

甲は、運行休止又は欠行する場合は、乙に事前に通知する。

(荷主に対する責任、損害賠償の範囲)

第3条 貨物事故の損害は、その荷主に対して、甲並びに乙、両者責任分野によって、その責任を負い、賠償の範囲は、運送約款並びに利用運送約款によるものとする。

甲乙共に故意又は重大なる過失ある事項に関しては、前項の規定にかかわらず、各々その責任を負うものとする。

(事故の処理)

第4条 貨物事故の処理は、甲乙協議の上、これを行うものとする。

(運送保険)

第5条 車両及び積荷保険の費用は甲の負担とする。

ただし、荷主の要求にて付した運送保険は、その申込みを受けたる甲又は乙にて取り扱うものとする。

(運送順位)

第6条 法令に定めなき限り、貨物の運送は受付順位によるものとする。

(運賃・料金の支払い)

第7条 乙が甲に対して支払う運賃・料金は、甲が関係運輸局に届け出た貨物自動車運送事業運賃料金表によるものとする。

(運賃・料金の決済)

第8条 貨物運賃及びこれに付随する料金の精算は、毎月_____日をもって締め切って計算をし、翌日_____日までに甲乙にて決済する。

(契約の期間)

第9条 本契約は、平成____年____月____日より_____年間効力を有する。

期間満了前_____ヵ月前までに甲乙双方何ら意思表示なき場合は、さらに_____年間延長するものとし、以後も同様とする。

(契約の解除及び更改)

第10条 本契約の各条項中、契約の継続を不相当と認めたる時は、甲乙協議の上、これを解除又は更改することができる。

(協議)

第11条 本契約に定めがない状況が生じた場合は、甲乙共に誠意を持って協議するものとする。

以上、この契約締結の証として、契約書2通を作成し、甲乙各々捺印の上、各1部を保有する。

令和____年____月____日

(甲) 住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

(乙) 住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

九州運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所等の施設について、使用権原を有することを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所
氏名又は名称
代表者の氏名

九州運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項及び同法施行規則第4条第2項第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、営業所等の施設について、都市計画法等関係法令の規定に抵触しないことを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

九州運輸局長 殿

宣 誓 書

貨物利用運送事業法第4条第2項、同法施行規則第4条第2項第1号ロ及び第3号に規定する貨物利用運送事業の用に供する施設に関する事項を記載した書類のうち、基幹保管施設以外の保管施設について、当該貨物利用運送事業を遂行するために必要な保管能力を有し、かつ、盗難等に対する適切な予防方法を講じた保管施設であり、貨物利用運送事業を遂行する上で適切な規模、構造及び設備を有するものであることを宣誓いたします。

令和 年 月 日

住 所

氏名又は名称

代表者の氏名

第一種貨物利用運送事業の登録事項変更届出書の記載要領と添付書類

一．届出書の記載要領

1．氏名又は名称及び住所

届出時点における氏名又は名称及び住所を記載して下さい。

2．代表者氏名（法人の場合）

役職（代表取締役等）も記載して下さい。

3．登録番号

現在経営している利用運送事業を始める際に交付された許可書又は登録通知書に記載されている番号等（例：平成○年○月○日 九運貨物第×××号 など）を記載して下さい。

4．変更した事項

変更した事項の□欄にレ点を入れ、新旧の対照を明示して下さい。

5．変更を必要とした理由

簡潔に記載して下さい。

二．添付書類

①変更した事項の新旧対照表

なお、申請書の「変更しようとする事項」欄に新旧対照が書ききれない場合は必要ありません。

②利用する運送を行う実運送事業者又は貨物利用運送事業者との運送に関する契約書の写し

③事業の用に供する施設の概要を記載した書類

イ．施設の使用权原を証する旨の宣誓書

ロ．施設が都市計画法、建築基準法、農地法等に抵触しない旨の宣誓書

ハ．施設が業務を遂行する上で、適切な規模、構造及び設備を有していることの宣誓書

※②及び③については、内容に変更がない場合は必要ありません。